

回 覧 令和2年12月1日(三股町)代表☎:52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

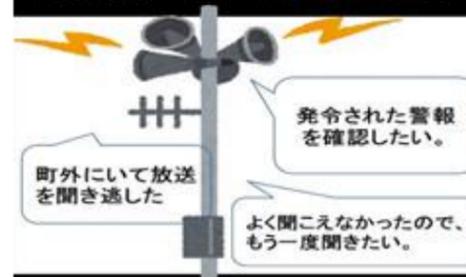
◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|--------|-------|--|
| <募集> | 1 | ◆水質検査員を募集します
◆【受け付け中】「小サギス」宅地分譲 |
| | 2 | ◆創業支援セミナー「タマチャンショップに学ぶネットショップ成功の秘訣！」の受講者を募集します
◆県は食べきり協力店を募集しています |
| <お知らせ> | 3 | ◆あぜ焼きを実施します
◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください
◆財産(庭石など)を無償で譲渡いたします |
| | 4 | ◆12月は「町税等納付推進強化月間」です |



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417 ※どちらの番号でも
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418 同じ内容です。



【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

町外にいて放送を聞き逃した
よく聞こえなかったので、もう一度聞きたい。

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|---------|-------|--|
| <保健と福祉> | 5 | ◆令和3年度放課後児童クラブのご案内(子ども) |
| <保健と福祉> | 6 | ◆第20回宮崎県障がい者スポーツ大会の出場者を募集します(一般) |
| <相談> | | ◆「おもちゃ病院三股」を開設します |
| | 7 | ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています
◆「公正証書作成・無料相談所」を開設します |



募 集

◆水質検査員を募集します

わたしたちが毎日使う水道水は高い安全性が求められるので、「濁り・臭気・塩素の残留効果」について、1日1回以上検査を実施するよう水道法の規定により定められています。

このため町では水質検査を行うための水質検査員を募集します。

なお、この水質検査は1回5分程度の検査を1年を通して毎日欠かさず行い、毎月1回検査状況を報告する必要があります。



募集人員	第3地区：1名、第4地区：1名、第5地区：2名 第6地区：1名、第8地区：1名、第9地区：1名
検査方法	目視での色・濁りの有無、臭気の有無、検査キットを使った残留塩素測定 ※1回の検査時間は5分程度です。
検査場所	各検査員の自宅。 普段使用している水道水を採取して検査します。
報償額	月額6,083円（税別）
契約期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日（1年間） ※2年を限度として契約を更新することができます。
申込方法	環境水道課 上水道係へ電話でご連絡ください
申込期限	令和3年1月29日（金）

※お問い合わせは、環境水道課 上水道係（2階 ④番窓口）
☎：52-9081（直通） お願いします。



◆【受け付け中】「小サギス」宅地分譲

町土地開発公社では、過疎対策事業として町内に定住を希望され、小学生以下の子どもを扶養している世帯を対象に「小サギス宅地分譲」を行っています。残り1区画は、先着受付となっています。



■分譲地の概要＝

- 所在地：大字宮村391番地17（宮村小学校まで徒歩6分）
- 分譲区画数：1区画③

区画	③
面積㎡	352.56㎡（約107坪）
㎡単価 （坪㎡／3.306）	約8,353円／㎡ （約27,615円／坪）
販売価格	2,944,000円

- 関係資料：造成工事の図面や写真、各種調査の結果は、町土地開発公社事務局（町役場2階都市整備課内）で閲覧することができます。

■申し込み方法＝

「宅地分譲申込書」に必要事項を記入の上、次の添付書類を添えてお申し込みください。

- 申 込 先：町土地開発公社（町役場2階都市整備課内）
- 申込方法：窓口へ直接お持ちください。（代理人でも構いません）
- 添付書類：住民票（世帯全員のもの）および納税証明書（住民税・固定資産税）

■申し込み資格＝

- 町内に定住する意思があり、自らが居住するための住宅を建築しようとする人
- 小学生以下の子どもを扶養している人
ただし、申込みの時点で申込人または申込人の配偶者が妊娠しており、かつ申込日から起算して6カ月以内に出産予定日を控えている人を含む
- 支部に加入すること ほか

■その他＝

- 分譲地の情報や各種様式など、詳しくは町公式サイトで確認してください。
- 分譲地は、「過疎地域定住促進奨励金」の対象地域です。
ただし、現居住地によって奨励金の内容が異なります。
詳しくは、企画商工課（☎：52-1114）までお問い合わせください。



町公式サイトへは
こちらから

※お問い合わせは、三股町土地開発公社（町役場都市整備課内）

☎：52-9067（直通） FAX：52-4944 お願いします。

◆創業支援セミナー「タマチャンショップに学ぶネットショップ成功の秘訣！」の受講者を募集します

コロナ禍のなか、ネットショップへのニーズはますます高まっています。資金がなくても開設できるネットショップは誰でも始めることが可能です。このセミナーでは、SNSのショップ機能の操作方法とネットショップ開設のためのノウハウを学ぶとともに、ネットショップの成功からリアル店舗の開設までを実現した、楽天ショップオブザイヤー6年連続受賞「タマチャンショップ」の成功例や、衣（癒）食住のオーガニックな暮らしのデザイン事業を展開する「Bio works」を実際に訪問して成功のこつを学びます。

■日程表＝

日付	内容	場所
1月12日(火) 午前9時～ 午後3時30分	・SNSで始めるネットショップ入門 SNSを使ってネットショップを開設し、運営や集客のコツを学びます。 講師：クレイジーコンサルティング&クリエイティブ代表 小川大輔 氏	三股町まち・ひと・しごと情報交流センター「あつまい」
1月13日(水)	・Bio worksが目指すもの 講師：Bio works (株式会社ARCUS) 代表取締役 山元幸代 氏 ※昼食はBio worksで発酵ランチ。 (昼食代1000円は自己負担)	ビオワークス Bio works (三股町)
午後1時～ 3時	・タマチャンショップに学ぶ成功の秘訣 講師：タマチャンショップ (有)九南サービス 代表取締役社長 田中茂穂 氏	タマチャン ショップ (都城市)

※詳細は、町地域雇用創造協議会の公式サイトで確認してください。

■対象者＝ネットショップの開業を考えている人、ネットショップや実店舗の創業に関心のある人など

■定員＝7人（申し込み多数の場合は、申込書により選考します。）

■受講料＝無料（昼食代は自己負担）

■申込期限＝令和3年1月5日（火）

※お申し込み・お問い合わせは、町地域雇用創造協議会 ☎：51-5320
または、協議会の公式サイトからお申し込みいただけます。

「三股町地域雇用創造協議会」で検索→「申込フォーム」よりお願いします。

◆県は食べきり協力店を募集しています



■内容＝

県は食品ロス削減のための取組にご協力いただける店舗を募集しています。「食べきり協力店」として登録し、各店舗でさまざまな取り組みにご協力いただきます。

■協力店舗における取り組み＝

下表に掲げる取り組みのうち、2つ以上を実施していただきます。なお、取組店舗および取り組み内容は、県公式サイトなどで紹介します。

(1) 食品販売店など

1	賞味期限が迫った商品の値下げ・加工販売
2	賞味期限が近い順に購入することを促す呼びかけや対応
3	ばら売り、量り売り
4	「食材使い切りレシピ」「残り物アレンジレシピ」などの紹介
5	県が制作・配布するポスター・ステッカーの掲示
6	その他、食材使い切りなどを促す工夫

(2) 飲食店など

1	小盛メニューなどの設定
2	お持ち帰りを希望する人への対応 例) 消費期限や自己責任であることなどを説明の上、お持ち帰りパックなどを提供
3	食べ残しを減らすための呼びかけ 例) 注文受付時に適量注文を呼びかけ
4	県が制作・配布するポスター・ステッカーの掲示
5	その他、食べ残しを減らすための工夫

■登録申込方法＝

登録申込書を郵送、FAXまたはメールで送付してください。登録申込書は県公式サイトからダウンロードできます。

※お申し込み・お問い合わせは、

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県環境森林部循環社会推進課企画・リサイクル担当

☎：0985-26-7081 FAX：0985-22-9314

E-mail：junkansuishin@pref.miyazaki.lg.jp お願いします。



お知らせ

◆あぜ焼きを実施します

農作物病害虫を越冬させないことを目的に、町内一斉に水田・畑の「あぜ焼き」を実施します。

まちの皆さんのご協力をお願いします。

■期 日	令和3年1月17日(日)
■時 間	午後1時～4時

- ★実施する場合は、午後1時に消防演習サイレンを吹鳴します。
- ★雨天などで延期する場合は、当日の午前中に広報塔でお知らせします。
- ★順延日 ⇒ 1月24日(日)同時刻

■実施地域 … 町内全域の水田・畑のあぜなど

■巡回指導 … 各地域農業集団長、各地区農事振興会長
各集落営農集団長、町農業振興課職員

★担当する地区内で畦畔^{けいはん}以外への延焼や作物などへの被害が出ないように、啓発や見回りを行います。

■防火対策 … 町消防団が、飛び火警戒に当たります。

■注意事項

- ①火入れ時間を必ず守ってください
- ②一人での作業はしないでください
- ③風の強い場所では焼かないでください
- ④建物や山の近くでは焼かないでください
- ⑤延焼を防ぐための備えを行い、火入れをしてください
- ⑥場所を移動するときは、完全な消火の確認をしてください
- ⑦危険箇所への火入れを行うときは、各地区の消防団・地域農業集団長・農事振興会長・自治公民館長にご連絡ください
※山林や人家の近くでのあぜ焼きには特にご注意ください
- ⑧JR線路の敷地内ではあぜ焼きはできません
(ケーブルが埋設してあるため、火入れは禁止です)

※お問い合わせは、町農業振興対策協議会
【事務局】農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)
☎: 52-9086(直通)をお願いします。

◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

■事業内容＝
運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、地域コミュニティバス回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者＝①自主返納の日に満70歳以上の人
②町税などを滞納していない人

■支援内容＝
地域コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊交付します。(120回分)

■申請方法＝
運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内であり、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に、運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。

※お問い合わせは、総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎: 52-1112(直通)をお願いします。



◆財産(庭石など)を無償で譲渡いたします

■事業内容＝
町で不要となった財産を無償で譲渡いたします。
・財産の詳細: 庭石および石灯籠
・財産の所在: 旧社会福祉協議会敷地内(大字樺山4573番地4)

■申請条件＝
①譲渡に伴う経費(搬出など)は、全額、申請者負担です。
②令和3年1月15日までに、もらい受け(搬出含む)できる人
③町税などを滞納していない人
④申請について、個人、法人は問いません。
⑤申請者が複数人いる場合は、原則、抽選といたします。

■申請方法＝
申請様式に必要事項をご記入の上、総務課行政係までご提出ください。
(申請様式は、町公式サイトでダウンロードできます。)

■申請期限＝
12月15日(火)午後5時必着

※お問い合わせは、総務課 行政係(2階②番窓口)
☎: 52-1112(直通)をお願いします。

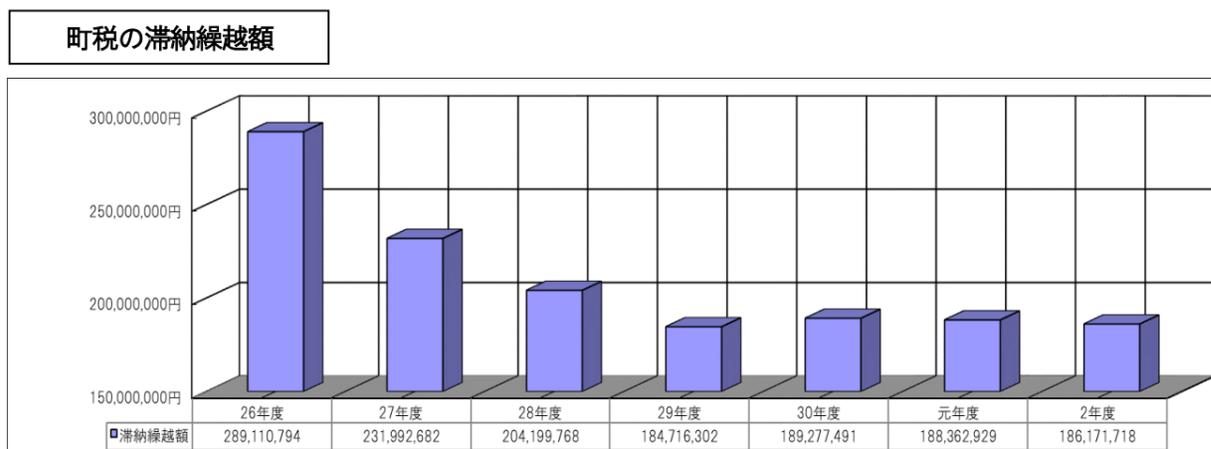
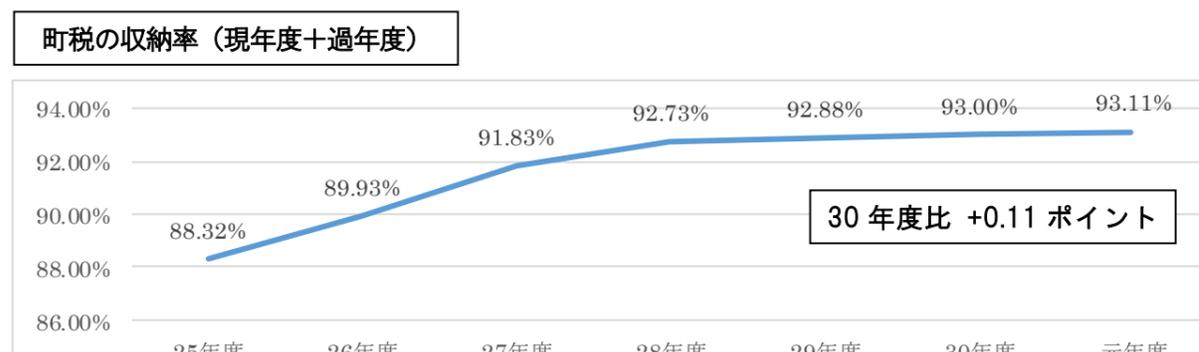


町公式サイトへは
こちらから

◆ 12月は「町税等納付推進強化月間」です

町税などの収納状況・差し押さえ状況などについてお知らせします。

① 町税などの収納状況（住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の計）



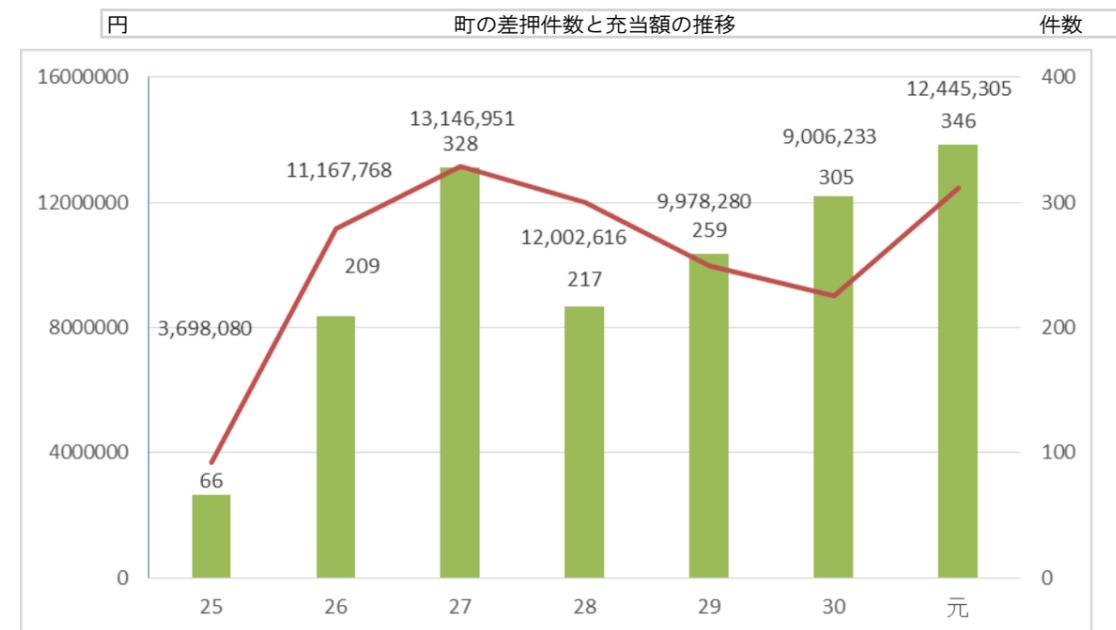
※令和元年度に比べ、町税の滞納繰越額が2,191,211円減少しました

2つのグラフで、町税などの収納率が改善していることや滞納繰越額（年度を越えて滞納となっている額）が本年度は減少していることが分かります。

② 町税の差し押さえ件数（新規分）と充当金額（28年度以前から継続する差し押さえで税に充てることができたものも含む）の内訳

	元年度		2年度（10月末現在）	
	差押（件）	充当額（円）	差押（件）	充当額（円）
預金	316	8,945,129	89	2,327,094
給与	5	1,487,052	0	227,389
保険	1	0	0	0
不動産	1	0	0	0
その他	11	448,965	6	267,959
計	333	10,881,146	95	2,822,442

③ 町税の差し押さえ件数と充当金額の推移



滞納額を一括納付したことで、差し押さえを解除したケースもあります。

④ 町税の休日・夜間の相談窓口（随時）のご案内

日中は仕事などで町税に関する相談に来ることができない人を対象に、随時『休日・夜間相談窓口』を行っています。相談を希望する場合は、事前に連絡をお願いします。



★ 12月は「町税等納付推進強化月間」です★

町役場からの「通知」「電話」「訪問」などで『催告（納付を請求すること）』を確認したら、担当課・係へ連絡してください。そのままにすると「納付意思なし」と見なされ、差し押さえなどの処分につながる可能性があります。

・町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料・町営住宅使用料・上下水道料金・奨学金償還金



便利な口座振替やコンビニ納付などで、「納期内自主納付のまち」をめざします。

※お問い合わせは、税務財政課 特別収納対策係（1階 ⑤番窓口）

☎：52-9634（直通）をお願いします。

保健と福祉（子ども）

◆令和3年度放課後児童クラブのご案内

放課後児童クラブは、就労などで放課後に保護者が不在となる児童に、町内の児童館などで適切な遊び・生活の場を与え、健全な育成を図ることが目的です。

利用するには、放課後児童クラブへの「登録」が必要です。登録を希望する家庭は、新規・継続を問わず、必ず申請してください。

■利用できる日時・利用料金＝

開設日	利用時間	利用料金
月曜日～金曜日	午後2時～6時30分	月額 3,000円
土曜日、学校休業日	午前8時～午後6時30分	

■利用できない日＝

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）
※その他、台風やインフルエンザなどで学校が休校の場合など。

■対象児童＝

- ①放課後に就労などで保護者が不在となる児童
 - ②保護者が就学・疾病・看護・出産（育児休業の場合を除く。）等で、健全育成上支援を要する児童
- ※上記①、②のいずれかに該当する必要があります。
※原則として低学年の児童が優先となります。
※保護者の責任で送迎を行ってください。



■登録期間＝令和3年4月1日～令和4年3月31日

■登録できる放課後児童クラブ

原則として、ご自宅近くの放課後児童クラブへの登録になります。
※登録先の決定に関しては、先着順ではありません。新一年生から優先に、お住まいの地域、保護者の就労等状況（就労時間・就労日数など）を考慮して決定します。必ずしも希望のクラブへ登録できるとは限りません。定員を超える場合は、他のクラブへの登録もしくは入所待機となります。また、登録申請や年度途中の退会により定員を大きく下回った場合も他のクラブへの登録となることがありますのでご了承ください。

- 登録方法＝児童クラブに登録を希望する児童の保護者は、
①三股町放課後児童クラブ入会申請書 一式
②就労証明書または入会要件申立書
を揃えて申請期間内に提出をお願いします。



申請書類	12月14日（月）から各児童クラブで配布予定です。
申請期間	1月4日（月）～1月30日（土）
申請書類提出先	登録希望の児童クラブに提出してください。

- 入会承認＝申請期間内の申請者には、2月中旬以降に、各児童クラブから「放課後児童クラブ入会承認通知書」または「入会不承認通知書」でお知らせします。

■児童クラブ一覧＝

名称	運営	開設場所	電話番号	備考
三股小児童クラブ	町	三股小学校敷地内	51-0606	利用料金のほかに保険料として年額800円徴収させていただきます。
プラザ児童クラブ	町	第2地区交流プラザ	52-1099	
東原児童クラブ	町	東原児童館	52-0336	
今市児童クラブ	町	今市児童館	52-1814	
三股西小第一児童クラブ	町	中原団地広場内施設	51-2780	
植木児童クラブ	町	植木児童館	52-1092	
蓼池児童クラブ	町	蓼池児童館	52-3947	
前目児童クラブ	町	前目児童館	52-4844	
梶山児童クラブ	町	梶山児童館	52-1251	
長田児童クラブ	町	長田小学校内	070-2341-7922	
宮村児童クラブ	町	宮村児童館	52-5533	利用料金のほかにおやつ代等の実費徴収があります。詳しくは直接お問い合わせ下さい。
放課後児童クラブたでいけキッズ	法人	蓼池3541-29（蓼池）	52-5060	
キッズリターンクラブ	法人	樺山3002-2（中米）	52-1376	



※放課後児童クラブたでいけキッズは社会福祉法人信愛福祉会、キッズリターンクラブは社会福祉法人心耕福祉会が運営する児童クラブとなります。

※お問い合わせは、福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9060（直通）または各児童クラブにお願いします。

保健と福祉（一般）

◆第20回宮崎県障がい者スポーツ大会の出場者を募集します

スポーツを通して障害に対する県民の理解を深め、障害者の社会参加を推進することを目的に「宮崎県障がい者スポーツ大会」を開催します。

初心者でも出場できる、さまざまな競技が行われますので、ぜひご参加ください。

■開催期日＝令和3年5月9日（日）

■場 所＝ひなた宮崎県総合運動公園ほか

■参加資格＝県内に住み、13歳以上（令和3年4月1日現在）の人で、次の要件を満たす人。

- ①身体の一部：身体障害者手帳の交付を受けている人。
- ②知的の一部：療育手帳の交付を受けている人、またはこれに準ずる障害がある人
- ③精神の一部：精神保健福祉手帳の交付を受けている人、またはこれに準ずる障害がある人。

■開催競技＝

競技種目	身体の一部	知的の一部	精神の一部
陸上競技	○	○	
水泳	○	○	
卓球	○	○	○
アーチェリー	○		
フライングディスク	○	○	
ボウリング		○	
バレーボール（精神）			○
ミニバレーボール			○
グラウンド・ゴルフ			○
ボッチャ	○		

■ 申込期限＝令和3年1月22日（金）

※お申し込み・お問い合わせは、福祉課 社会福祉係（1階 ⑥番窓口）
☎：52-9061（直通）をお願いします。

がんばれ!



相 談

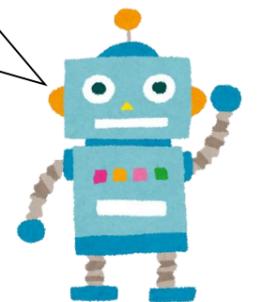
◆「おもちゃ病院三股」を開設します



期 日	12月19日（土）毎月第3土曜日
時 間	・開 院 午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物や欠品がある物は、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物や水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。

使わなくなったおもちゃをご提供ください。

「おもちゃ病院」では、壊れたおもちゃを無償で修理していますが、修理に使う部品を購入しなければならないこともあります。使わなくなったおもちゃ、壊れたおもちゃからも、部品を取ることができますので、おもちゃを修理するために、ご協力をお願いします♪



※お問い合わせは、

代表：横山健一 ☎：51-0241 または、
増田親忠 携帯：090-1926-8783
をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相談日： 毎週月曜・水曜・金曜

時間： 午前9時～午後5時

場所： 町総合福祉センター「元気の杜」



※お問い合わせは、

町社会福祉協議会

☎：52-1246 をお願いします。

◆「公正証書作成・無料相談所」を開設します



都城公証人役場では、「公正証書作成・無料相談所」を開設します。

相談は無料です。秘密は固く守られますので、気軽にご相談ください。

期 日	令和3年2月8日（月）～10日（水）
時 間	午前9時～午後7時（正午から午後1時までは除く）
場 所	都城公証人役場（都城市前田町15街区10の1号）
相談内容	遺言・相続・任意後見契約・尊厳死宣言・賃貸借契約・金銭貸借契約・離婚給付契約などの公正証書作成に関する相談
相談員	公証人役場公証人

※事前の予約が必要です。

※予約時間＝午前8時30分～午後5時15分（土曜、日曜・祝日を除く）

※予約・お問い合わせは、

都城公証人役場

☎：22-1804 をお願いします。

